

令和7年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会議事録

1 開催日時 令和7年7月24日 午後1時58分開会、午後3時28分閉会

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

3 出席委員

会 長	工藤 智子	委 員	戸枝 聖子
副会長	大橋 正明	委 員	木村 幸男
委 員	尾高 悟	委 員	齋藤 麻依子
委 員	大熊 賢滋	委 員	猿渡 由枝
委 員	浅田 安則	委 員	中山 朝子
委 員	鈴木 英一	委 員	西山 朋子
委 員	苅込 祥智		

(欠席委員) なし

4 出席職員

市 長	粕谷 智浩	廃棄物対策課副課長 [一般廃棄物班長]	根本 吉晴
環 境 経 済 部 長	平野 剛志	廃棄物対策課 一般廃棄物班 主査	重城 一輝
廃棄物対策課長	飯野 芳樹		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 次第

- (1) 開会
- (2) 辞令交付
- (3) 市長挨拶
- (4) 委員紹介
- (5) 事務局紹介
- (6) 会長及び副会長の選出
- (7) 会長挨拶
- (8) 議事

①袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

- ②その他
- (9) 閉会

7 議事

(1) 開会

本日の会議は委員全員出席であり、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項の規定による定足数に達しているため、会議が成立していることを報告した。

また、委員の任期満了による改選後、初めての会議であり、会長及び副会長が選出されるまでの間、事務局において進行を務めることを報告した。

さらに、本日の会議は袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱の規定に基づき公開することになっていること、傍聴の申出がなかったこと、議事録の作成に当たり会議の内容を録音させていただくことを報告した。

(2) 辞令交付

市長より各委員に辞令を交付

(3) 市長挨拶

市長より挨拶

(4) 委員紹介

委員による自己紹介

(5) 事務局紹介

事務局職員による自己紹介

(6) 会長及び副会長の選出

会長及び副会長は委員の互選によって定めることになっている旨を告げ、委員に意見を求めたところ、尾高委員より、会長に工藤委員、副会長に大橋委員を推薦する旨の発言があった。

この推薦について賛成の方の挙手を求めたところ、全員賛成であり、会長に工藤委員、副会長に大橋委員を選出することに決した。

(7) 会長挨拶

工藤会長より挨拶

～ 他の公務のため市長退席 ～

～ 工藤会長、議長席に移動 ～

(8) 議事

工藤会長 それでは、ただいまより私が議長となりまして議事を進行させていただきます。

 本日の議題は2件となっております。

 まず初めに、議題(1)の袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、事務局の説明を求めます。

根本副課長 (資料に基づき説明)

工藤会長 事務局の説明が終了いたしました。

 これより質疑をお受けいたします。

 資料7ページに記載のとおり、現行計画に定めた5つの数値目標の達成状況は、100%以上達成が1項目、80%以上達成が4項目ということで、大変優秀な成績であると思います。これは市民の皆様方が真摯に取り組んできた結果が表れているのではないかと思います。

 ここをもう少し工夫してはどうか、こういった取組を加えたらどうかなど、ご意見はございませんでしょうか。

 先ほど鈴木委員の自己紹介の中で、食べ残しの持ち帰りについてお話がありましたが、食品ロス・生ごみの削減に大きな効果があると思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員 飲食店等における食べ残しの持ち帰りについては、食中毒が発生する恐れがあることから保健所では禁止しておりますが、これについて、食品ロス削減の観点から国において検討を進めていると伺っております。

 新しい情報が入りましたら、ご提案させていただきます。

工藤会長 ありがとうございます。

 他にございませんでしょうか。

西山委員 ごみの総排出量が年々減少しているとの説明がございましたが、その要因は把握されていますでしょうか。

根本副課長 要因の一つとして市民の皆様のごみの減量化・資源化に対する意識の高まりが挙げられると考えております。その他の要因といたしましては、資源物、特に紙類の排出量が大きく減少していることも要因の一つとなっており、電子書籍の普及によるものと考えております。

大熊委員 資料8ページのNo.2、生ごみの排出抑制の関係ですが、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金については、いわゆるコンポストのみが助成の対象となるのでしょうか。

根本副課長 機械式の生ごみ処理機も助成の対象としております。

大熊委員 資料に46基と記載がありますが、こちらは令和6年度の助成実績ということでしょうか。

根本副課長 そのとおりです。これまでの助成実績は令和2年度が29基、3年度が71基、4年度が55基、5年度が57基となっております。

大熊委員 生ごみ肥料化容器1基当たり年間で何グラム位減量化されるのか分かりませんか。

根本副課長 どの位減量化が図られているのかといったところまでは把握・検証できておりません。

大熊委員 そのあたりの数値がわかると、逆算して何基くらい普及させたらよいのかといったところが見えてくるのかなと思います、お伺いしました。

次にその下のNo.3、剪定枝粉碎機の貸し出しについてですが、6年度は34回の貸し出しで処理量が2.1トンということで、1回当たりの貸し出しで処理量が約60キログラムとなりますが、大体この位の処理量になるのでしょうか。

根本副課長 利用される方によって処理量は異なってまいります。

大熊委員 この剪定枝粉碎機というのは、移動式で車に積めるような大きさの物なのではないでしょうか。また、いつでも借りることができるのでしょうか。

根本副課長 こちらの建物の正面入口、風除室に実物を置かせていただいておりますが、移動式のものとなっております。貸し出しについては電話等で申し込みいただき、予約が入っていなければ貸し出ししております。

大熊委員 続いて資料1 1ページのNo.1 5、容器包装プラスチックリサイクルの検討についてですが、こちらにはスーパー等から出る事業系の物も含まれるのでしょうか。

重城主査 こちらにつきましては、家庭から出る物を対象としており、事業系の物は含まれておりません。

工藤会長 他に質問、ご意見等はございますでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 ないようでしたら次の議題に移らせていただきます。
次に議題（2）のその他でございますが、初めに委員の皆様から何かございますでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 では次に事務局から連絡等がありましたらお願いいたします。

飯野課長 (資料に基づきプラスチックリサイクルモデル実証事業の進捗について報告)

工藤会長 ただいま事務局よりモデル実証事業について説明がありましたが、初めて聴く方もいらっしゃるかと思いますので、質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

齋藤委員 今回のモデル実証事業の実施に当たって、プラスチックに汚れがある場合には洗ってから排出することを推奨されたのでしょうか。

飯野課長 モデル実証事業の実施に当たり、対象地区の住民の方々を対象に説明会を開催し、排出する際の注意事項として、汚れをある程度落とすことからお出しいただくよう周知をさせていただきました。また、

市ホームページに説明動画を掲載したほか、チラシでも周知を行いました。

排出された物の組成分析を行ったところ、不適物の混入割合は6～10%ほどで、不適物といたしましては、紙製のヨーグルトのカップやカップ麺の容器などがございました。その他、プラスチック製の植木鉢が泥が付着したままの状態で見出されておりました。

齋藤委員 文章だけでなくイラストなどを交えて、出してはいけない物のほうを強調して説明したほうが皆さんの意識に残り、不適物が減るのではないかと思います。

飯野課長 ご意見ありがとうございます。

工藤会長 他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 それではプラスチックリサイクルモデル実証事業の経過報告については以上とさせていただきます。
他に事務局からございますでしょうか。

根本副課長 次回審議会の開催日程でございますが、9月下旬を予定しております。日程が決まりましたらご連絡させていただきます。

工藤会長 本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。
議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
以上で、議長の任を解かせていただき、事務局にお返しいたします。

(9) 閉会

以上をもちまして、令和7年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

令和7年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和7年7月24日（木）

午後2時00分～

場 所：袖ヶ浦クリーンセンター

2階研修室

次 第

1 開 会

2 辞令交付

3 市長挨拶

4 委員紹介

5 事務局紹介

6 会長及び副会長の選出

7 会長挨拶

8 議 事

議題（1）袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

議題（2）その他

9 閉 会

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

（中間見直し）

袖ヶ浦市環境経済部廃棄物対策課

1 計画の中間見直しの趣旨

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、平成6年3月に袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画を策定し、これまでに5回の改定を行い、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進してきました。

現行計画は令和2年3月に改定したもので、計画期間は令和2年度から令和13年度までの12年間となっており、本年度は計画の中間目標年度となっています。

令和2年度以降、現行計画に掲げた取組項目を推進してきた結果、ごみの総排出量や1人1日当たりのごみの総排出量が年々減少するなど、一定の成果が見られたところです。

前回の改定から5年が経過し、この間、千葉県では令和3年3月に第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）を、国では令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を策定したところです。

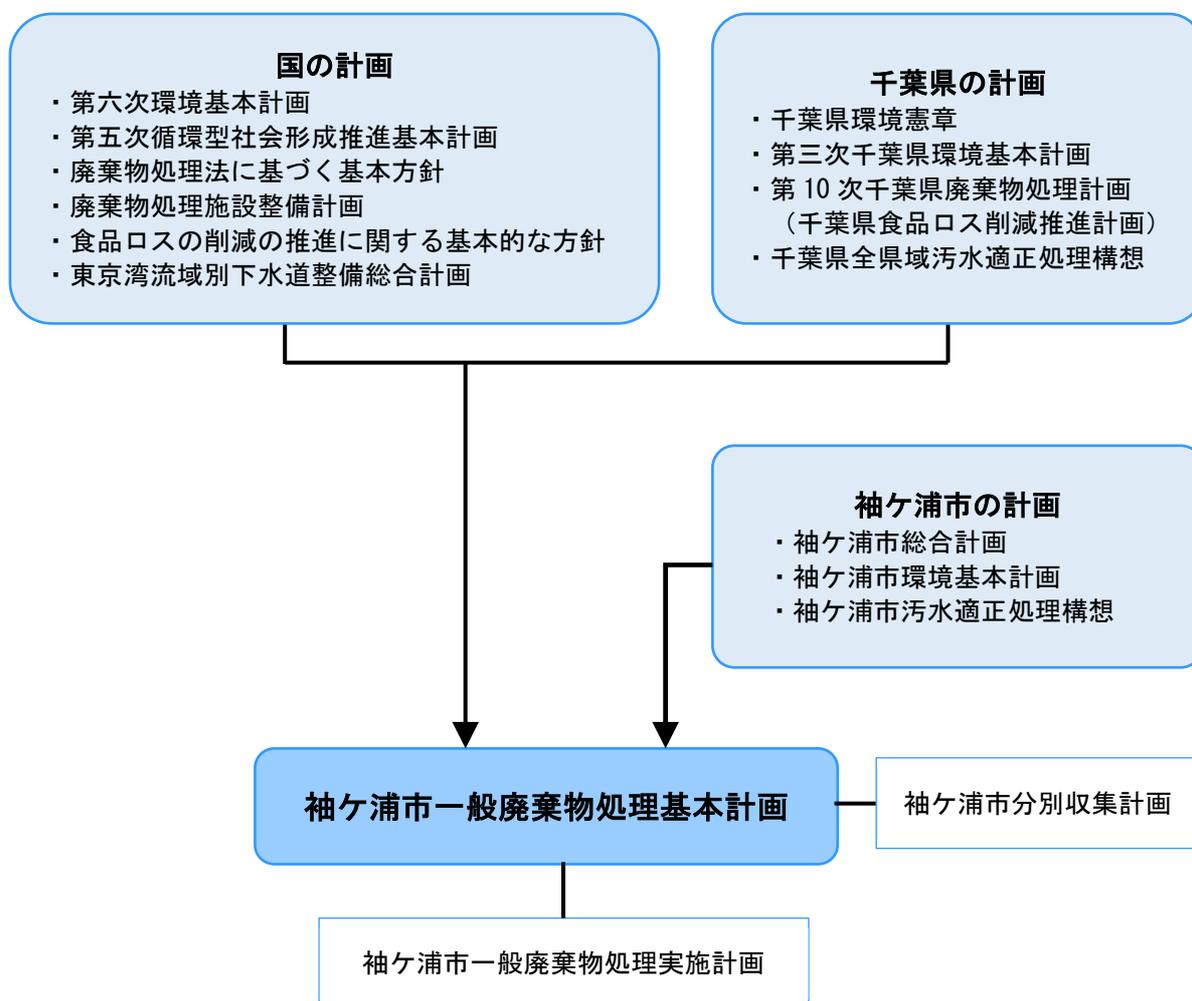
さらには、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が施行されるなど、関係法令等の見直しが進み、諸条件に大きな変動が生じています。

このようなことから、現行計画の取組の進捗状況や目標の達成状況を評価し、令和8年度以降のごみ処理体制を確実なものとするため、新たな取組の導入等について検討し、計画を見直しするものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条の規定に基づく法定計画として、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものであり、上位計画である袖ヶ浦市総合計画及び袖ヶ浦市環境基本計画に定められている一般廃棄物の処理に関する事項を具体化させるための取組を示すとともに、本市における一般廃棄物処理の最上位計画として位置づけられます。

併せて、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として位置づけます。



3 計画見直しの基本的な方針

現行計画の見直しに当たっては、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

- (1) 第五次循環型社会形成推進基本計画及び第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）との整合性を図ります。
- (2) 袖ヶ浦市総合計画、袖ヶ浦市環境基本計画、市個別計画及び本市の関連諸施策との整合性を図ります。
- (3) 社会情勢の変化や関係法令等の見直しなどによる新たな課題等を踏まえるものとします。
- (4) パブリックコメント手続の実施により、市民や事業者の意見を広く聴く機会を設け、計画づくりを進めます。

4 計画の期間

計画期間を令和8年度から令和19年度までの12年間とし、中間目標年度を令和13年度とします。

ただし、社会情勢の変化、国の制度改正、計画の進捗状況等により必要に応じて見直しするものとします。

5 策定体制

- (1) 庁内体制

政策調整会議及び政策会議での審議

- (2) 市民参加

パブリックコメント手続の実施

作成した案について、パブリックコメント手続を実施します。

- (3) 袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

計画の見直しの各段階において意見を徴するほか、諮問される計画見直し案について答申を行います。

6 策定スケジュール

令和7年 5～7月	現行計画の評価
令和7年 8～9月	素案の作成
令和7年10～11月	計画案の作成
令和7年12月	計画案公表・パブリックコメント手続実施
令和8年 2月	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会への諮問
令和8年 3月	計画策定

策定スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	→ 現行計画の評価			→ 素案の作成		→ 計画案の作成			→ 案の修正		● 策定
政策調整会議						● 計画案					
政策会議						● 計画案					
審議会			● 現行計画の評価		● 素案		● 計画案			● 諮問 ● 答申	
市民等								● パブコメ 手続	→		
議会								● パブコメ 説明			

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに伴う各種取組項目の評価について

1 目的

令和2年3月に策定した袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画では、中間目標年度である令和7年度に計画全体の評価と見直しを行うことになっています。

計画の見直しに当たり、現状の課題として反映するため、現行計画に位置付けた各種取組項目の進捗状況について評価を行うものです。

2 評価対象

現行計画でのごみ処理に関する数値目標5項目と取組項目36項目、生活排水処理に関する取組項目9項目を評価対象とします。

ごみ処理に関する数値目標の評価については、別紙「現行計画における数値目標の達成状況及び評価」のとおり。

3 進捗状況

(1) 取組項目の進捗状況については、4段階（実施済、実施中、一部実施、未実施）で評価を行いました。

実施済…既に実施済のもの

実施中…実施中のもの

一部実施…実施中であるが、一部の取組が未実施のもの

未実施…未実施のもの

(2) 評価結果

別紙「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況」のとおり。

実施済：2項目 実施中：42項目

一部実施：0項目 未実施：1項目

⇒「実施済」及び「実施中」を合わせると、44項目（97.8%）となり、現行計画に位置付けた各種取組項目は、概ね実施されています。

4 中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画における取り扱い

各種取組項目の進捗状況等を踏まえ、今後の方針について、「完了」・「継続」・「統合」に区分しました。

完了（2項目）

進捗状況が「実施済」の取組項目で、中間見直し後の計画においては取組項目から除外するもの。

継続（40項目）

進捗状況が「実施中」の取組項目で、中間見直し後の計画においても引き続き取り組んでいくもの。

統合（3項目）

取組項目の親和性・類似性を考慮し、その他の取組項目と統合した上で、引き続き取り組んでいくもの。

現行計画における数値目標の達成状況及び評価

現行計画で定めた数値目標の達成状況について、以下に示します。

項目		単位	令和6年度 実績値	令和7年度 (中間目標年度) 目標値	令和13年度 (目標年度) 目標値	評価
1	1人1日当たりのごみの総排出量	g/人・日	841g	850g以下	830g以下	◎
2	1人1日当たりの家庭系ごみ(資源物を除く)排出量	g/人・日	513g	488g以下	440g以下	○
3	リサイクル率	%	24.9%	27%以上	30%以上	○
4	年間最終処分量	t	969t ※注1 (668t)	613t以下	575t以下	○
5	リサイクルを実践している市民の割合 ※注2	%	75.0%	90%以上	93%以上	○

【評価基準】

- ◎: 令和7年度目標値に対して100%以上の達成率
- : 令和7年度目標値に対して80%以上100%未満の達成率
- ×: 令和7年度目標値に対して80%未満の達成率

注1)

令和5年度において、かずさクリーンシステム(以下「KCS」という。)から搬出されたばいじんのダイオキシン類濃度が埋立基準値を超過したことから、最終処分場への搬出を停止し、KCS内で一時保管をしていた。令和6年度に入って最終処分場への搬出が再開されたことから、令和6年度の最終処分量が増加したものの。

令和6年度最終処分量969tのうち、令和5年度発生分は301t、令和6年度発生分は668tであることから、評価については668tを用いて行った。

注2)

令和3年度までは「日ごろからリサイクルを実践していますか」という設問であったが、令和4年度以降は「日ごろからリデュース、リユース、リサイクルの3Rを実践していますか」に変更となった。

令和3年度から令和4年度にかけて「はい」の回答割合が6.3ポイント減少した(83.1%→76.8%)。

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況

No.	具体的取組項目	令和2年度から令和5年度までの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画における取り扱い	
	内容	令和6年度の実施状況			今後の方針(案)	備考
1	ごみ減量化・資源化教育、普及啓発の充実【取り組み目標 3回/年】	<ul style="list-style-type: none"> 職員出前講座（年1～2回）、施設見学（年2～8団体、93～436人）の実施（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により未実施） 令和3年度以降、雑がみ及びびんカートリッジ回収ボックスの設置、子ども服のリユース企画「ガウラの古着屋さん」の開催、X（旧Twitter）の開設及び投稿 令和4年度以降、フードドライブ（年1回）の実施 	実施中	<p>様々な手法で環境教育・普及啓発活動に取り組み、取組目標を達成することができた。また、子ども服のリユース企画「ガウラの古着屋さん」など複数の新たな取組も実施した。</p> <p>ごみ減量化・資源化の取組を進めるに当たっては、環境教育によって意識の醸成を図ることが効果的であり、今後も継続して実施する必要がある。</p>	継続	
	<p>ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるには、幅広い年齢層において一貫した環境学習が必要です。学校や地域社会において、ごみ処理施設の見学や職員出前講座による啓発活動を行い、環境教育に積極的に取り組みます。</p> <p>また、地域や事業者の自主的な取り組みを促します。</p> <p>→実施主体：市、地域、事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員出前講座の実施 3回 51人 施設見学の実施 4団体 239人 X（旧Twitter）の投稿 雑がみ回収ボックス及びびんカートリッジ回収ボックスの設置 子ども服のリユース企画「ガウラの古着屋さん」の開催 6月、2月 広報紙やホームページ、SNS等による定期的な情報提供、啓発 フードドライブの実施 11月 				
	生ごみの排出抑制【取り組み目標 20件/年】	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の交付（年29～64人 29～71基 382,000～722,900円） 広報紙に掲載（年3～4回）のほか、ホームページ、SNS等を活用した情報提供 	実施中	<p>生ごみ肥料化容器等購入設置助成制度を継続して実施し、取組目標を達成することができた。</p> <p>また、各種媒体を通じて生ごみの排出抑制に関する情報を提供した。</p> <p>家庭から排出されるごみのうち、厨芥類は大きな割合を占めており、生ごみの排出抑制はごみの減量化・資源化に効果的であることから、今後も継続して実施する必要がある。</p>	継続	
	<p>家庭から排出される厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの約35%を占め、水分も多いことから、水切り等の家庭でできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ肥料化容器等の購入費用について補助金制度を継続するとともに、地域との協働による普及活動を推進します。</p> <p>→実施主体：市、市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ肥料化容器等購入設置助成金の交付 46人 46基 795,200円 広報紙7・9月号、広報特集号8・2月号掲載 ホームページ、SNS等による定期的な情報提供、啓発（段ボールコンポストなど） 				
剪定枝の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 剪定枝粉碎機の貸し出し（年45～59回 1,676～2,748kg） 広報紙及びホームページ（年1～4回）に掲載 	実施中	<p>剪定枝粉碎機の貸し出しを継続して実施した。また、各種媒体を通じて剪定枝の排出抑制に関する情報を提供した。</p> <p>剪定枝は最も身近なバイオマス資源の一つであり、ごみの減量化・資源化に加えて、CO₂発生量の削減も見込めることから、今後も継続して実施する必要がある。</p>	継続		
<p>剪定枝は自然に発生するものですが、処分量も少なくありません。剪定枝の排出抑制を図るため、剪定枝のチップ化や堆肥化等、自らできる取り組みの情報提供・啓発を図るとともに、チップ化・堆肥化に必要な剪定枝粉碎機の貸し出しを継続します。</p> <p>→実施主体：市、市民、事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 剪定枝粉碎機の貸し出し 34回 2,116kg 					
家庭系ごみ処理手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、廃棄物減量等推進審議会において審議・検討し、「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本的な考え方」を策定した。令和3年度に「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針」を取りまとめる予定としていたが、物価上昇等の社会経済情勢や市民生活への影響等を考慮し、審議を行うことは難しいと判断し、以降、審議は実施していない。 	実施中	<p>家庭系ごみ処理手数料の見直しについて検討を進めた。</p> <p>家庭系ごみ処理手数料の見直し時期については、社会経済情勢や市民生活への影響等を考慮し慎重に判断することとしており、引き続き、検討を進める必要がある。</p>	継続		
<p>平成13年（2001年）7月にごみ指定袋制度を導入してから、ごみ排出量は減少していたものの、1人1日当たりごみ総排出量は、全国平均を上回っていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図る必要があり、ひとつの手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しについて、検討するものとします。ただし、ごみ処理手数料の見直しについては、市民説明会の開催等により住民の理解を求めるものとします。</p> <p>→実施主体：市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 物価上昇等の社会経済情勢や市民生活への影響等を考慮し、「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針」について審議を行うことは難しいと判断した。 					

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況

No.	具体的取組項目	令和2年度から令和5年度までの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画における取り扱い	
	内容	令和6年度の実施状況			今後の方針(案)	備考
5	事業系ごみ処理手数料の見直し	・減量化の効果や県内自治体の状況等を調査。	実施中	ごみ処理経費の負担の適正化に向けて、県内自治体の状況等について調査を進めた。 事業系一般廃棄物の排出状況等を踏まえて、引き続き、検討を進める必要がある。	継続	
	事業系一般廃棄物については、平成23年(2001年)度にごみ処理手数料を10kg当たり80円から150円に改定し、ごみ処理費用に対する事業者の負担割合を35%程度としていますが、事業系一般廃棄物の排出削減が進展していないことから、引き続き、排出量の削減とリサイクルについて啓発するとともにごみ処理経費の適正な負担を目的として、手数料の見直しを検討します。 →実施主体：市	・減量化の効果や県内自治体の状況等を調査した。				
	ごみ収集日の見直し	・他市町村における実施状況等の情報を収集。	実施中	他市町村の実施状況等について情報収集を実施した。 ごみ収集回数を最適化することで、ごみ減量の動機付けとなるほか、ごみ収集車の稼働状況の最適化によるCO ₂ 削減が期待できる一方で、利便性の低下といった懸念事項もあることから、引き続き、検討を進める必要がある。	継続	
	本市では、可燃ごみを週3回、不燃ごみ・資源物を週1回、有害ごみを月1回収集していますが、近隣市や類似市と比較しても収集回数は多くなっています。 特に可燃ごみは、収集回数を減らすことで、ごみを減らそうという動機付けとなり、指定袋の使用量も含めて、ごみ減量化・資源化が期待できますが、利便性の低下やごみステーションの容量不足等が懸念されることから、排出者である市民の意見を踏まえて検討するものとしします。 →実施主体：市	・他市町村における実施状況等の情報を収集した。				
7	一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導徹底	・収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に「事業系ごみ適正処理ガイド」を配布し、ごみの減量化・資源化を依頼	実施中	一般廃棄物排出事業者に対して適正処理による減量化・資源化を徹底するよう指導した。 適正処理の啓発指導や、大量排出者に対する減量化・資源化計画書の提出を求める取組は、他自治体でも広く実施されている効果的な取組であり、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	事業系ごみの減量化・資源化対策として、事業者に対して、ごみ排出指導や再資源化のPRをより一層徹底するとともに、大規模建築物を所有又は占有する事業者については、引き続き減量化・資源化計画書等の提出を求めます。 →実施主体：市	・収集運搬許可業者を通じて、排出事業者に「事業系ごみ適正処理ガイド」を配布し、ごみの減量化・資源化を依頼した。				
8	ごみガイドブックの作成	・令和2年度にガイドブックを改訂。 ・紙面版を配布、電子版を配信。	実施中	「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」を刊行・配布・配信した。 ごみの出し方等を取りまとめた「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」を配布・web配信することは、ごみの適正分別に効果的であり、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	「袖ヶ浦市ごみと資源物ガイドブック」について定期的に刊行し、ごみ減量化・資源化の啓発とごみ分別の周知を図ります。 →実施主体：市	・転入者や希望する市民にガイドブックを配布したほか、ホームページにも電子版を掲載し、ごみ減量化・資源化の啓発とごみ分別の周知を図った。				

(1)ごみ排出抑制計画

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況

No.	具体的取組項目 内容	令和2年度から令和5年度までの実施状況		進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物処理 基本計画における取り扱い	
		令和6年度の実施状況				今後の 方針(案)	備考
9	ごみ出しルール遵守の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、SNS等を活用した啓発の実施 ・音読ボランティアによるCD配布、聴覚障がい者へのFAXによる粗大ごみ受付の実施 ・外国語版「家庭ごみの分け方と出し方」の配布 		実施中	多様性社会に対応できるよう、ごみ出しルールに関する情報提供を様々な手法で実施した。 誰一人取り残さない衛生サービスを提供するために、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	市街地や田園地域など地域特性に応じて、地域との協働によりごみの排出抑制・分別排出に関する指導を行い、不適正排出については、的確に対応し、ごみ排出ルールの遵守を推進します。また、市内に居住する外国人に対して、ごみの正しい分別のみならず、排出抑制や再資源化に協力してもらえるよう、外国語版リーフレットの配布やホームページでの周知し、目や耳が不自由な方に対して、引き続き、市内障がい者団体への説明や、音読ボランティア等を通じて、ごみ排出ルールの周知を図ります。 →実施主体：市、地域	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、ガイドブック、SNS等による啓発を実施した。 ・聴覚障がい者へのFAXによる粗大ごみ受付の実施 ・外国語版「家庭ごみの分け方と出し方」を配布した。 					
	環境学習などによる啓発【新規】【取り組み目標 1回/年】	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習講座及び職員出前講座（年1回 15～27人）の実施 		実施中	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年度は実施することができなかったが、それ以外の年度は、取組目標を達成した。 新たな廃棄物問題を啓発し、適正な廃棄物処理を促す点で重要な取組であるため、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	現在、海洋汚染プラスチックや廃プラスチックが社会問題となっている中で、廃棄物問題に関する講習会等を実施します。 →実施主体：市	<ul style="list-style-type: none"> ・職員出前講座の実施 2回 46人 					
11	食品ロス削減についての啓発【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙（年1～3回）及びホームページによる啓発 		実施中	各種媒体を通じて継続的な情報提供を実施した。 食品ロスの削減は、ごみの減量化だけでなく、最終的には食品流通の無駄をなくすことにもつながる重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要がある。	継続	今回、「袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画」を策定することから、施策体系を見直す。
	食品ロス削減の推進に関する法律が施行されるなど、食品ロスの関心が高まっていることなどから、市民、事業者に対し、食品ロス削減方法の取り組みや「3010運動」の啓発等を実施し、食品ロス削減を推進していきます。 →実施主体：市	<ul style="list-style-type: none"> ・広報特集号8・2月号及びホームページに掲載した。 					
12	私にもできる、ごみ減量化・資源化のリーフレット作成【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙（年0～2回）及びホームページによる啓発 ・令和6年3月にリーフレットを作成 		実施中	令和6年3月にリーフレットを作成し、配布した。 適正な分別は、燃せるごみの減量化と資源化の促進を同時に実現するものであり、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	レジ袋の有料化が、法律で義務付けられるなどプラスチックごみ減量化の動きが加速する中で、家庭内でできるごみ減量や資源化の取り組みを掲載したリーフレットを作成し、ごみ減量化・資源化の啓発等を図ります。 →実施主体：市	<ul style="list-style-type: none"> ・職員出前講座や施設見学時にリーフレットを配布し、啓発を実施した。 					

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況

No.	具体的取組項目		令和2年度から令和5年度までの実施状況		進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画における取り扱い	
	内容		令和6年度の実施状況				今後の方針(案)	備考
13	住民団体による集団回収の促進		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進員を通じた自治会回収の周知 ・資源回収自治会事業 年間回収量 1,224～1380t ・団体回収 年間回収量 499～537t 		実施中	<p>住民団体による集団回収を継続して支援するとともに、広報等を通じてその促進に努めた。</p> <p>資源回収自治会事業は、本市における資源回収のあり方を特徴付ける独自のものであり、また、団体回収も資源化の促進に重要な役割を担うものであることから、いずれも継続して実施する必要がある。</p>	継続	
	<p>家庭ごみの資源化において自治会等の住民団体による集団回収は、大きな役割を担っています。ごみを出さないライフスタイルへの第一歩として資源回収へ積極的な参加を促します。</p> <p>→実施主体：市、地域、市民</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会と市の橋渡し役である廃棄物減量等推進員に自治会回収に関する案内を実施 ・資源回収自治会事業 年間回収量 1,168t ・団体回収 年間回収量 453t 					
	小型家電リサイクルの推進		<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、ガイドブック等による啓発の実施 ・ピックアップ回収、持込回収、市施設におけるボックス回収の実施 ・使用済小型家電 年間回収量 30～42t 		実施中	<p>様々な形態で使用済小型家電の回収を実施した。</p> <p>小型家電のリサイクルは、希少な金属を含んだ都市鉱山を有効活用する重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要がある。</p>	継続	
	<p>使用済み小型電子機器等の再資源化（小型家電リサイクル）を図るため、平成26年（2014年）度から小型家電の回収を開始しました。引き続き、市民への周知徹底を図るとともに、必要に応じて回収品目の見直しを図ります。</p> <p>→実施主体：市</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、ガイドブック等による啓発の実施 ・ピックアップ回収、持込回収の実施 ・市役所、平川交流センター、長浦交流センター、根形交流センター、平岡交流センターにてボックス回収を実施した。 ・使用済小型家電 年間回収量 32t 					
15	容器包装プラスチックリサイクルの検討		<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村における実施状況等の情報を収集 ・令和4年度以降は製品プラスチックも含めて調査 		実施中	<p>令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法を踏まえ、プラスチック一括回収リサイクルの実証事業の実施に向けて準備を進めた。</p> <p>プラスチックのリサイクルは、海洋ごみや気候変動の具体的な対策として位置付けられる重要な取組であることから、実施に向けた取組を継続する必要がある。</p>	継続	容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックも含めて検討する。
	<p>「容器包装リサイクル法」に基づく容器包装のうち、現在、未収集となっているプラスチック製容器包装の分別収集については、国の動向を注視しながら、引き続き、検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源循環促進法の内容の調査や他市町村の実施状況等の情報収集を行い、審議会等の意見を踏まえ、市として取り組むべき施策を検討した。 ・プラスチック一括回収リサイクルの本格実施のための基礎資料とするため、モデル実証事業を令和7年度に実施することとし、実施に向けた準備をした。 					
16	生ごみリサイクルの検討		<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村のバイオマスに関する取組を調査 		実施中	<p>他市町村のバイオマスに関する取組について調査を実施した。</p> <p>一部の自治体では、生ごみをバイオマス資源と位置付けて利活用している。再生可能エネルギーである一方、残渣等の利用先確保や処理コストといった課題もあることから、本市のごみ中間処理計画との整合を図りながら、引き続き、検討する必要がある。</p>	継続	
	<p>生ごみは、水分が多く、ごみとして処理するには多くのエネルギーを必要とします。このため、バイオマス資源としての利活用及び生ごみの分別収集について、費用対効果を勘案しながら検討します。</p> <p>→実施主体：市</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村のバイオマスに関する取組について調査した。 					
17	ごみカレンダーの配布		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみカレンダーの配布 		実施中	<p>ごみカレンダーを作成し、配布した。</p> <p>ごみの適正な排出に効果的であることから、今後も継続して実施する必要がある。</p>	継続	
	<p>広告主の協賛により寄贈されているごみカレンダーについて、引き続き、自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ分別及び収集日の周知を図ります。</p> <p>→実施主体：市、自治会</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみカレンダーを自治会や賃貸住宅管理会社等を通じて配布したほか、市役所環境管理課及び平川・長浦交流センターでも配布した。 					

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況

	No.	具体的取組項目	令和2年度から令和5年度までの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		内容	令和6年度の実施状況			今後の方針(案)	備考
(4)ごみ処理施設整備計画	30	<p>次期広域廃棄物処理施設の整備検討</p> <p>現行のKCSの稼働期間は基本協定により令和8年(2026年)度末までとなり、協定期間終了後の処理について、令和9年(2027年)度より安房地域2市1町も参加した広域廃棄物処理事業において新施設が稼働予定となっております。稼働に向けて、協議会を設置し、事務を共同して執行しています。 →実施主体：市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2~4年度において環境影響評価を実施 令和5年度に着工し、施設整備が進められている。 	実施中	<p>令和9年4月の稼働に向けて、工事は順調に進捗している。</p> <p>ごみ処理の広域化は、本市のごみ処理の中核をなす、最も重要な取組の一つであることから、今後も継続して実施する必要がある。</p>	継続	
	31	<p>資源物選別・一時保管施設の整備推進</p> <p>ごみ資源化への対応として、資源物等の一時保管施設の整備を平成30年度に実施しました。選別施設については、容器包装リサイクルの取り組みや広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら施設整備の検討をするものとします。 →実施主体：市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に整備した資源物等ストックヤードの運用 	実施中	<p>平成30年度に整備した資源物等ストックヤードを適切に運用した。</p> <p>選別施設については、プラスチック一括回収の取組や広域廃棄物処理事業との整合性を図りながら、施設整備の必要性を検討する必要がある。</p>	統合	いずれの項目も既存施設の整備に関する事項であり、親和性が高いことから、1つの項目に統合した上で、引き続き、検討を進める。
	32	<p>既存施設の整備方針の検討</p> <p>現行のごみ処理施設(中継施設)の再整備は、君津地域広域廃棄物処理事業と整合性を図りながら検討するものとします。なお、旧ごみ処理施設焼却炉設備の解体は、多額の費用がかかるため、交付金制度を活用した解体を検討します。 →実施主体：市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定。以降、計画に基づき各施設の整備を実施 	実施中	<p>「No.30次期広域廃棄物処理施設の整備検討」の状況を踏まえ、既存施設の長寿命化のため、各施設の整備を実施した。</p> <p>既存施設は、中継施設としての役割を担う非常に重要なものであることから、引き続き、検討する必要がある。</p>	統合	

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況

No.	具体的取組項目		令和2年度から令和5年度までの実施状況		進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画における取り扱い	
	内容		令和6年度の実施状況				今後の方針(案)	備考
5 その他ごみ処理に関する計画	33	<p>災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>施設の耐震化や、浸水対策、災害廃棄物の仮置場の確保、広域的処理体制の整備等災害発生時のごみ処理全般に関わる事項として、袖ヶ浦市地域防災計画と連携した「災害廃棄物処理計画」を策定します。 →実施主体：市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に災害廃棄物処理計画を策定 災害廃棄物の仮置場の確保するため、関係部署と協議 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置場の確保するため、関係部署と協議を実施した。 	実施済	令和3年3月に袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画を策定した。災害廃棄物仮置場の確保等については、同計画の運用の中で取り組むこととし、完了とする。	完了	
	34	<p>適正処理困難物への対応</p> <p>廃棄物処理法に基づき国が指定する適正処理困難物以外に、家庭から排出される一般廃棄物であっても、市で処理することが困難な廃棄物について、事業者の拡大生産者責任(※)に基づく処理を促すとともに、国・県に対して働きかけを行います。 →実施主体：市 ※拡大生産者責任…自ら生産する製品等について、生産者が資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県環境衛生促進協議会を通じて国の予算に対する要望書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県環境衛生促進協議会を通じて国の予算に対する要望書を提出した。 	実施中	千葉県環境衛生促進協議会や千葉県市長会を通じて、国・県に対して働きかけを行った。拡大生産者責任のもとで適正に処理するための取組であり、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	35	<p>不法投棄の防止対策【取り組み目標 6回/週】</p> <p>不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や市職員によるパトロールを強化するとともに、監視カメラの設置や県・警察との連携を強化します。また、土地の所有者・管理者に不法投棄の注意喚起をするとともに、協働による不法投棄をさせない環境づくりを目指します。 →実施主体：市</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監視パトロール(週6日)の実施 監視カメラ(保有台数23~28台)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員や不法投棄監視員による監視パトロールの実施、監視カメラの設置 週6日のパトロール 監視カメラ保有台数 28台 	実施中	監視パトロールを継続して実施し、取組目標を達成した。ごみのポイ捨てから産業廃棄物の投棄まで、不法投棄の範囲は多岐にわたり、あらゆる不法投棄の防止のため、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	36	<p>環境物品の使用及びグリーン購入の促進</p> <p>市内事業者のみならず、市も自らが事業者として、グリーン購入(※)・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。 →実施主体：市、事業者 ※グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入によるコピー用紙の購入 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入によるコピー用紙の購入 	実施中	グリーン購入を継続して実施した。循環型社会の形成に向けて、市が率先して実行することは重要であることから、今後も継続して実施する必要がある。	継続	

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況

No.	具体的取組項目 内容	令和2年度から令和5年度までの実施状況		進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画における取り扱い	
		令和6年度の実施状況				今後の方針(案)	備考
(1) 生活排水抑制計画	生活排水抑制の教育、普及啓発の充実【取組み目標 3回/年】	・袖ヶ浦終末処理場にて市民見学会（年0～2回）及び小学生の見学の受け入れ（年0～5校）の実施 ・ホームページによる啓発教育の実施	・袖ヶ浦終末処理場にて市民見学会及び小学生の見学の受け入れ（R6は見学会1件、市内4校）を継続して行ったほか、ホームページにより啓発教育を行った。	実施中	様々な手法で環境教育・普及啓発活動に取り組み、取組目標をおおむね達成することができた。 水環境に対する意識を育む上で、環境教育によって意識の醸成を図ることは効果的であり、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	廃食用油・生ごみの適正処理	・資源回収自治会事業において廃食用油の回収・資源化を実施	・資源回収自治会事業において廃食用油を回収し、資源化した。	実施中	廃食用油の回収・資源化に継続して取り組んだ。 公共下水道等における設備の機能低下防止や公共用水域の水質保全を図る上で重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	洗濯排水・風呂の残り湯対策	・市民見学会において、使用油の削減や洗剤の適正利用を啓発 ・ホームページによる周知	・市民見学会実施時に、使用油の削減や洗剤の適正利用を呼び掛けるとともに、ホームページを活用し周知を行った。	実施中	様々な手法・媒体により、洗剤の適正な利用等について普及啓発に取り組んだ。 公共下水道等における設備の機能低下防止や公共用水域の水質保全を図る上で重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
(2) 生活排水処理促進計画	合併処理浄化槽への転換促進【取組み目標 8基/年】	・広報紙に補助制度について掲載（年1回） ・単独処理浄化槽からの転換 年2～6件 ・汲み取り便槽からの転換 年0～1件	・広報紙4月号に、合併処理浄化槽補助制度について掲載し啓発を行った。合併処理浄化槽補助制度への申請は、単独処理浄化槽からの転換は4件、汲み取り便槽からの転換は0件であった。	実施中	補助制度を継続するとともに、啓発活動にも取り組んだが、取組目標は未達成となった。 昨今の物価上昇の影響により、工事費用が増加していることなどが要因と考えられる。 公共用水域の水質保全を図る上で重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進【取組み目標 17基/年】	・高度処理型合併処理浄化槽の新規設置 年15～22件	・合併処理浄化槽補助金の交付対象を高度処理型に限定することにより普及促進を図った。合併処理浄化槽補助制度への申請は、新規設置が8件であった。	実施中	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進に取り組んだが、申請件数は減少傾向にあり、取組目標を達成したのは令和2～3年度のみとなっている。 昨今の物価上昇の影響により、工事費用が増加していることなどが要因と考えられる。 公共用水域の水質保全を図る上で重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
	浄化槽適正管理の指導強化	・広報紙に記事を掲載（年1回）	・広報紙10月号に記事を掲載し啓発を行った。	実施中	浄化槽の適正な維持管理に関して継続的に啓発活動を実施した。 浄化槽の機能低下を防止し、公共用水域の水質保全を図る上で重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要がある。	継続	

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に位置付けた取組項目の実施状況

No.	具体的取組項目		令和2年度から令和5年度までの実施状況	進捗状況	評価	中間見直し後の一般廃棄物処理基本計画における取り扱い	
	内容		令和6年度の実施状況			今後の方針(案)	備考
(3) し尿・浄化槽汚泥適正処理計画 [取組項目なし]							
(4) 生活排水処理施設整備計画	7	生活排水処理施設の長寿命化計画策定	・令和2年度に廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定。以降、計画に基づき整備を実施	実施済	令和3年3月に廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定し、以降、同計画に基づき整備を実施した。	完了	
		環境省が作成した「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き(し尿処理施設・汚泥再生センター編)」を参考に、し尿積み替え施設の長寿命化計画を策定します。 →実施主体：市	・廃棄物処理施設長寿命化総合計画に基づき整備を実施した。				
	8	生活排水処理機能の維持	・令和2年度に廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定。以降、計画に基づき整備を実施	実施中	令和3年3月に策定した廃棄物処理施設長寿命化総合計画に基づき整備を実施した。 し尿の安定的な処理を継続する上で、重要な取組であることから、今後も継続して実施する必要がある。	継続	
		施設の長寿命化計画に基づき、施設の基幹的設備の更新等を適正かつ的確に実施するとともに、更新前においても設備機能の保持に努めます。 →実施主体：市	・廃棄物処理施設長寿命化総合計画に基づき整備を実施した。				
	9	交付金制度の利活用	・未実施	未実施	現段階では未実施となっている。 今後は「No.8生活排水処理機能の維持」に統合し、その中で検討を進める。	統合	
		し尿等積み替え施設の再整備検討にあたっては、既存施設の解体費用も生じることから、交付金制度等を利活用した財源確保を図ります。 →実施主体：市	・未実施				

プラスチックリサイクル モデル実証事業の 進捗について

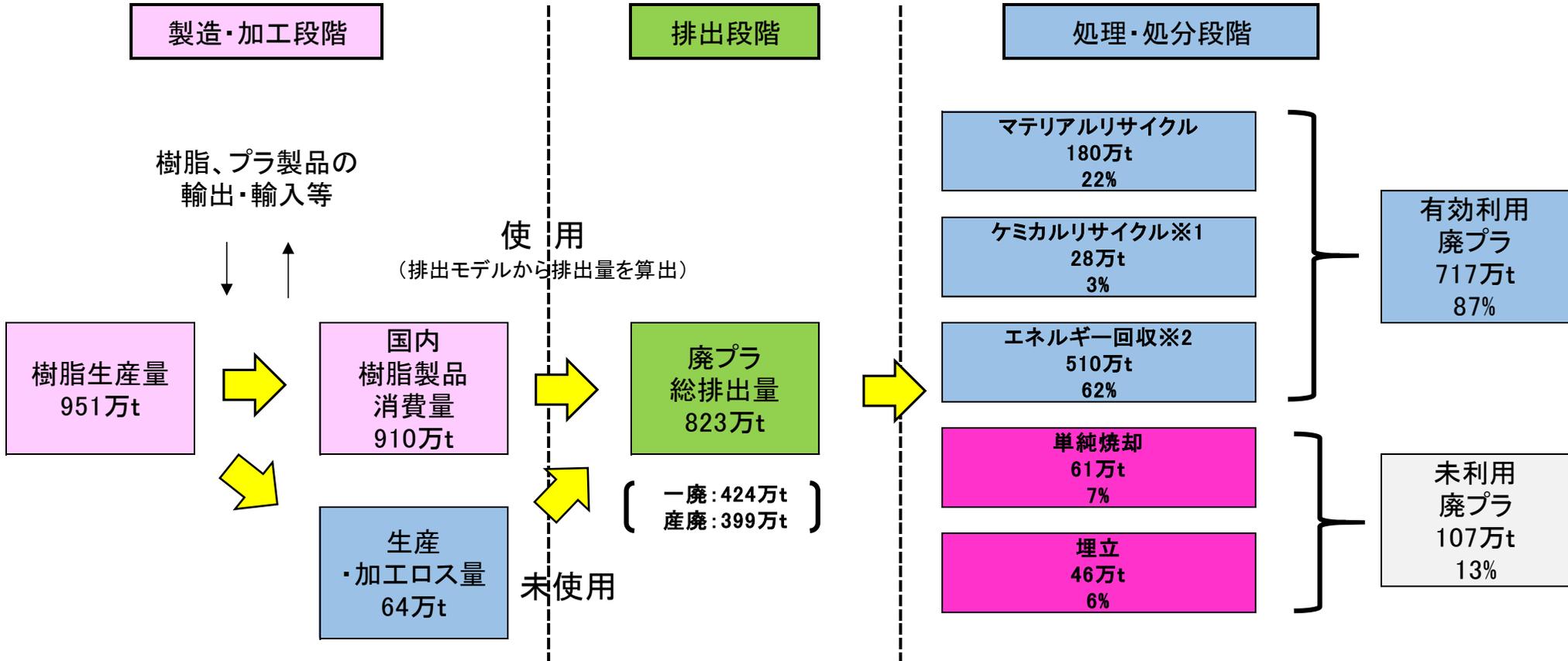
～令和7年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会～

令和7年7月24日(木)

プラスチックリサイクル の必要性について

現代社会に不可欠なプラスチック

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用され、現代社会に不可欠な素材です。



日本: 廃プラ排出量約823万トン(2022年)
 ⇒有効利用87%(リサイクル25%、熱回収62%)
 /未利用(埋立・焼却)13%

※1 ケミカルリサイクル: 高炉・コークス炉原料、ガス化等
 ※2 エネルギー回収: 固形燃料、セメント原燃料、発電焼却、熱利用焼却

その一方、海洋プラスチックごみ問題、マイクロプラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内で生じた使用済みプラスチックを国内で処理する必要性が高まっています。

海洋プラスチックごみ問題の顕在化

- ・世界全体で毎年約800万トンのペースでプラスチックごみが海洋に流出し、生態系や、観光・漁業にも悪影響を及ぼしています。
- ・5mm以下のマイクロプラスチックが世界全体を漂っており、海洋生態系や人体への影響が懸念されてます。

レジ袋有料化(2020年)

- ・レジ袋のプラスチックを減量することを目的として2020年にレジ袋が有料化され、袋の流通量は半減しました。

レジ袋の国内流通量

有料化前(2019年)	有料化後(2021年)
約20万t	約10万t

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）の施行【令和4年4月1日～】
＝プラスチックリサイクルが自治体の努力義務に設定
- ② 近隣市におけるモデル実証事業の実施

君津市
令和5年10月
実施

木更津市
令和6年7月
実施

市原市
令和6年9月
実施

- ③ 本市におけるごみの減量化・資源化の推進【令和4年度】

袖ヶ浦市
546グラム

千葉県
501グラム

国
496グラム

プラスチックリサイクルの モデル実証事業開始まで

実施地区の募集について

区及び自治会等の長190名に対してモデル実証事業協力地区の募集案内を送付するとともに、市内5地区の自治連絡協議会等延べ100名を対象に説明会を行いました。

その結果13名の区及び自治会等の長(13の分区等の自治会加入世帯数は計**1,625世帯**)から応募がありました。

No.	収集エリア	地区	区等自治会の名称	自治会等加入世帯
1	A	昭和	福王台第3西分区	295
2		昭和	—	209
3		昭和	—	107
4		長浦	—	14
5	B	長浦	—	178
6		長浦	代宿第6分区	82
7		長浦	—	79
8		長浦	—	21
9		長浦	—	20
10	C	根形	—	353
11		根形	—	38
12		平岡	鹿島区	138
13		平岡	—	91
合計				1,625世帯

福王台第3西分区

50歳以下の住民が約7割を占め、子育て世代が多い

代宿第6分区

50歳以上が約5割を占め、50歳未満の各年代がバランス良く在住している

収集エリアB

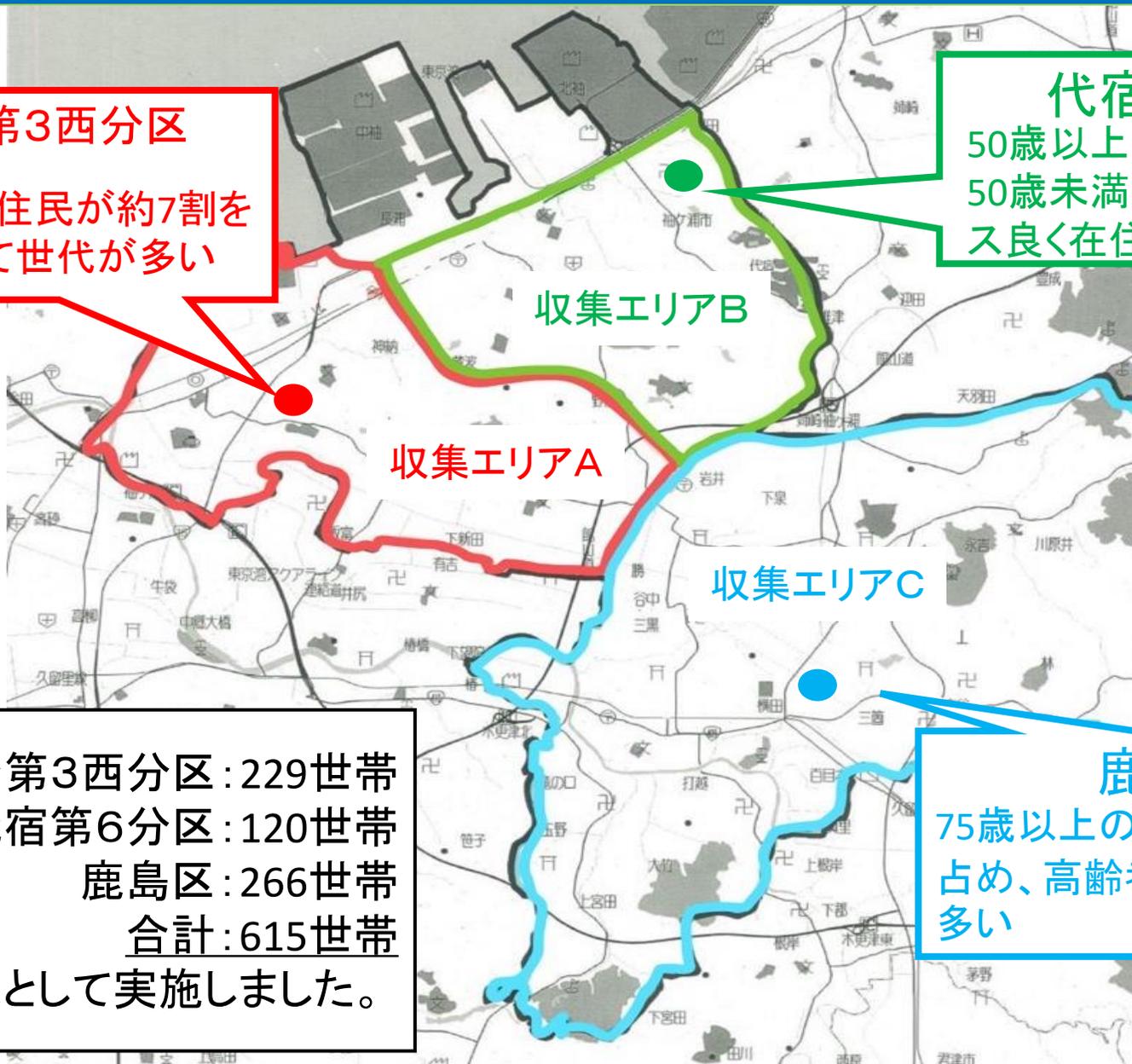
収集エリアA

収集エリアC

鹿島区

75歳以上の住民が約3割を占め、高齢者の単身世帯が多い

福王台第3西分区: 229世帯
代宿第6分区: 120世帯
鹿島区: 266世帯
合計: 615世帯
を対象として実施しました。



【第1回説明会】

対象地区	実施日	開始時刻	会場
福王台第3西分区	令和7年3月16日(日)	11時00分	福王台自治会館
福王台第3西分区	令和7年3月16日(日)	17時00分	福王台自治会館
鹿島区	令和7年3月18日(日)	14時00分	鹿島区公民館
代宿第6分区	令和7年3月20日(木)	13時30分	代宿公民館
代宿第6分区	令和7年3月21日(金)	18時00分	代宿公民館
鹿島区	令和7年3月30日(日)	11時00分	平川交流センター

【第2回説明会】

対象地区	実施日	開始時刻	会場
福王台第3西分区	令和7年5月17日(土)	10時00分	福王台自治会館
福王台第3西分区	令和7年5月20日(火)	19時00分	福王台自治会館
鹿島区	令和7年5月23日(金)	14時00分	鹿島区公民館
代宿第6分区	令和7年5月25日(日)	11時30分	代宿公民館
鹿島区	令和7年5月25日(日)	14時00分	平川交流センター
代宿第6分区	令和7年5月26日(月)	18時30分	代宿公民館
全対象地区	令和7年6月1日(日)	11時00分	市役所南庁舎2階 「そでふれば」

説明会の様子



プラスチックリサイクルの モデル実証事業について

モデル実証事業の目的

各家庭から排出される使用済みプラスチックを実証事業で分別収集することで、本市から排出される使用済みプラスチックの回収量の推計や収集不適物の混入率、収集に要する時間等の調査を行い、今後のプラスチックリサイクルの本格実施に向けた基礎資料とします。

また、調査結果と併せて、実証事業に取り組んでいただいた市民や収集事業者を対象にアンケート調査を実施し、プラスチックリサイクルの分別収集に関する課題整理を行います。

(1)ごみ出し



(2)分別収集



(3)中間処理



(4)効果検証



収集するプラスチックの分別基準は、以下のとおりとしました。

① 容器包装プラスチック (マークが付いているもの)

※ ペットボトルは対象外です。

従来通り、資源物として出していただきます。

(ペットボトルキャップやラベルは、容器包装プラスチックとして出すことができます)

② 製品プラスチック (大きさ50cm未満、100%プラスチック素材のもの)

※ 金属やゴム、電池等の異素材を外すか含まないもの

①、②を一つの袋に入れて
ごみ出ししていただきました。



※ 粗大ごみは対象外



..... ※ プラスチック以外
は取り外す

収集する曜日について(福王台第3西分区)

実証事業では、現在の収集体制のもとで実施可能な3パターンで収集し、収集日の違いによる排出量の差や市民の反応を調査しました。

① 福王台第3西分区 = 毎週収集しているPETボトル・古布類・古紙を隔週収集に変更して、使用済みプラスチックの収集に振り替えました

※カレンダー番号No.2 (PET・古布類・古紙の収集が金曜日)

第1、3金曜日に収集

収集日: 6月6日、20日

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					



6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

(凡例)

- 燃せるごみ
- ガラスびん・空き缶類
- 燃せないごみ
- PETボトル・古布類・古紙
- 有害ごみ
- 使用済みプラスチック

収集する曜日について(代宿第6分区)

② 代宿第6分区＝週3回収集している燃せるごみを週2回に変更して、使用済みプラスチックを週1回(月4回)収集しました

※カレンダー番号No.11(燃せるごみの収集が火・木・土曜日)

毎週木曜日に収集

収集日: 6月5日、12日、19日、26日

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					



	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

(凡例)

- 燃せるごみ
- ガラスびん・空き缶類
- 燃せないごみ
- PETボトル・古布類・古紙
- 有害ごみ
- 使用済みプラスチック

③ 鹿島区＝毎週収集している燃せないごみを隔週収集に変更して、使用済みプラスチックの収集に振り替えました

※カレンダー番号No.8(燃せないごみの収集が水曜日)

第1、3水曜日に収集

収集日：6月4日、18日

6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					



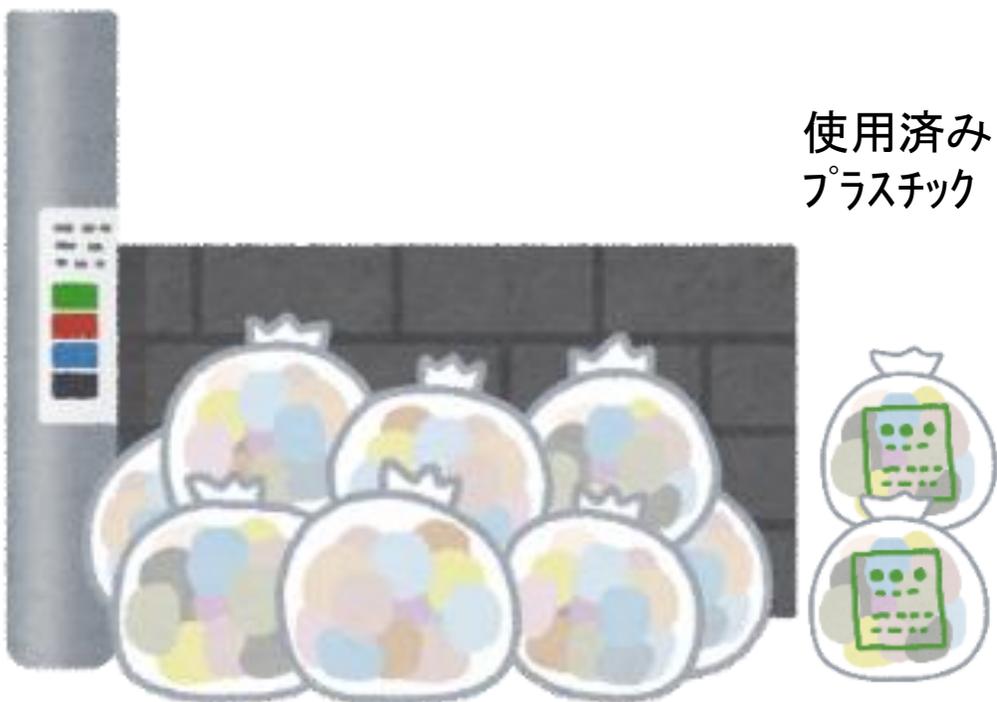
6月	日	月	火	水	木	金	土
第1週	1	2	3	4	5	6	7
第2週	8	9	10	11	12	13	14
第3週	15	16	17	18	19	20	21
第4週	22	23	24	25	26	27	28
第5週	29	30					

(凡例)

- 燃せるごみ
- ガラスびん・空き缶類
- 燃せないごみ
- PETボトル・古布類・古紙
- 有害ごみ
- 使用済みプラスチック

【収集袋について】

火災原因物の確認が容易な**透明**
の45リットル袋を市が用意し、実
施地区の皆様へ郵送にて送付しま
した。



【収集場所について】

利便性を考慮し、日頃利用してい
る**ごみステーション**にて収集しま
した。



速報値にはなりますが、
モデル実証事業での使用済みプラスチック(不適合物を除く)の総収集量は

約 582 kg でした。

既にモデル実証事業を実施している近隣市と比較すると…

袖ヶ浦市
(615世帯)
【1カ月の収集量】約 582 kg
【1日の収集量】約 19.4 kg
【1世帯/日の収集量】約 31.5 g

木更津市
(500世帯)
【1カ月の収集量】約 410 kg
【1日の収集量】約 13.7 kg
【1世帯/日の収集量】約 27.4 g

君津市
(1,000世帯)
【1カ月の収集量】約 942 kg
【1日の収集量】約 31.4 kg
【1世帯/日の収集量】約 31.4 g

市原市
(1,600世帯)
【1カ月の収集量】約 1,320 kg
【1日の収集量】約 44 kg
【1世帯/日の収集量】約 27.5 g

1世帯/日の収集量

